

茅ヶ崎市審議会等設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政運営における公正を確保し、効率化を図るとともに、市民参加を推進するため、審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の定めるところにより法律又は条例に基づいて設置されるものをいう。
- (2) 附属機関に準ずる機関 市の事務について審議、研究等を行うために要綱等に基づいて執行機関に設置される委員会、協議会等をいう。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等を設置しようとするときは、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 的確な行政執行を確保するため、専門的及び技術的判断が必要であること又は広く各界の意見を聴取する必要があること。
 - (2) 他の行政手段等で対応することが困難であること。
 - (3) 他の審議会等と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないものであること。
- 2 審議会等の委員の数は、15人以内とする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 附属機関に準ずる機関の設置に関する要綱等には、設置目的、所掌事項、委員の数及び任期その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、その名称には、調停委員会、審査会、審議会又は調査会という文字を用いないこととする。

(委員の選任)

第4条 委員を選任するときは、審議会等の設置目的に照らし、その機能が発揮されるよう、適切な人材の確保に努めるものとする。

- 2 委員のうちその一部の者については、審議会等の設置目的を勘案し、市民のうちから選任するよう務めるものとする。
- 3 男及び女の委員の割合は、それぞれ5割となるよう努めるものとする。

- 4 市議会の議員及び市の職員は、委員に選任しないものとする。ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 委員の任期は、おおむね2年を限度とする。
- 6 委員を再任する場合は、在任期間が引き続き4年を超えないものとする。
- 7 他の審議会等の委員の職にある者は、当該審議会等の委員に選任しないよう努めるものとする。この場合において、他の審議会等の委員の職を3以上兼ねている者は、当該審議会等の委員に選任しないものとする。
- 8 前2項の規定にかかわらず、委員が専門的な知識、経験等を要する場合で他に適当な者が得られないときその他特別の事情がある場合は、選任することができる。

(市民委員の公募)

第5条 市民のうちから選任する委員（以下「市民委員」という。）は、公募の方法によるものとする。

- 2 前項の公募をしようとするときは、応募の受付を開始する日の2週間前までに審議会等の名称、所掌事項、開催回数及び開催日時、委員の任期及び報酬又は報償の額、応募資格、募集人数、募集期間及び応募方法その他必要な事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、2週間以内において公表することができる。

(市民委員の応募資格)

第6条 市民委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (2) 市議会の議員でないこと。
- (3) 市の職員でないこと。
- (4) 市の他の審議会等の委員（市民委員に限る。）でないこと。

- 2 前項に規定するもののほか、審議会等の設置目的に照らし特に必要があるときは、別に応募資格を定めることができる。

(市民委員の募集)

第7条 市民委員を募集する期間は、2週間以上とするものとする。

- 2 市民委員の募集に当たっては、応募する者の氏名、住所、応募の動機その他必要な事項を記載した文書の提出を求めるものとする。

3 市民委員の選考の結果は、書面により応募した者に通知するものとする。

(委員の氏名等の公表)

第8条 審議会等の委員を選任したときは、速やかに、委員の氏名及び区分を公表するものとする。

2 前項の規定による公表をした場合において、公表した事項に変更があったときは、速やかに、変更があった事項を公表するものとする。

(会議の公開の原則)

第9条 審議会等の会議は、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、不服申立て及び調停に係る会議は、公開しない。ただし、審議会等は、当該不服申立人又は当該調停の当事者から公開の申立てがあった場合においては、会議に諮り、口頭審理等(審議会等が不服申立人又は調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。)を公開することができる。

(非公開とすることができる会議)

第10条 前条(第2項本文を除く。)の規定にかかわらず、審議会等は、審議等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている事項

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行

政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に関する事項のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る事項

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる事項

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる事項を除く。

ア 公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市長の要請を受けて、公開しないという条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する事項であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 法令若しくは条例の規定又は市長が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている事項

(会議の開催の公表)

第11条 審議会等の会議を開催するときは、当該会議を開催する日の2週間前までに会議の名称、議題、日時、場所、公開又は非公開の別、傍聴者の定員その他必要な事項及び会議の全部又は一部を公開しない場合にあつては公開しない理由を公表するものとする。

2 前項の規定による公表をした場合において、公表した事項に変更があつたときは、速やかに変更があつた事項を公表するものとする。

(会議の傍聴)

第12条 何人も審議会等の会議（公開する会議に限る。以下この条において同じ。）を傍聴することができる。

2 審議会等の会議の傍聴を希望する者が傍聴者の定員を超えたときは、先着順により決定するものとする。ただし、先着順により難いときは、抽選によることができる。

3 審議会等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、傍聴を拒むことができる。

(1) 凶器その他危険なものを所持している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 旗、のぼり、プラカード、楽器その他示威的行為をするおそれのあるものを携帯している者

(4) その他審議会等の会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

4 傍聴者は、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従って会議を静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議中に発言し、又は委員の発言に対し拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(2) 他の傍聴者に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(3) 会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

(4) 審議会等の長の許可を受けずに録音、録画又は撮影をしないこと。

(会議の概要の公表)

第13条 審議会等の会議の概要は、会議の終了後1週間以内に公表するものとする。

(会議録の作成及び公表)

第14条 審議会等の長は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、会議の次第その他必要な事項を記載し、審議会等の長及び審議会等の長の指名した委員1人が署名するものとする。

3 会議録（公開した会議の会議録に限る。）の写しは、会議の終了後3週間以内に公表するものとする。

(調整)

第15条 審議会等を所管する部等の長は、審議会等の設置及び委員の選任に関し調整を図るものとする。

(審議会等の設置の見直し)

第16条 審議会等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その廃止を検討するものとする。

(1) 所期の目的を達成したとき。

(2) 社会経済情勢の変化により必要性が著しく低下してきたとき。

(3) 活動が著しく不活発なとき。

(報告及び公表)

第17条 審議会等を所管する部等の長は、審議会等の運営状況について、毎年度1回総務部長に報告するものとする。

2 総務部長は、毎年度、審議会等の運営状況について公表するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

2 第3条第2項及び第4条の規定は、この要綱の施行の日の前日において現に設置されている審議会等については、当該委員の任期が満了し、又は終了するまでは、適用しない。

3 第5条から第9条まで及び第12条の規定は、平成11年4月1日以降に開催する会議について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項、第3項及び第7項本文並びに第5条から第7条までの規定は、この要綱の施行の日以後に選任する委員で当該選任のために必要な行為をするものについて適用する。
- 3 改正後の第9条から第11条まで、第13条及び第14条第3項の規定は、平成15年11月1日以後に開催する会議について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。